

## 財団法人おかやま環境ネットワーク 評議員選定委員会規則

### (目 的)

第1条 この規則は、財団法人おかやま環境ネットワーク（以下「この法人」という。）の最初の評議員選定に関し、必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

### (設置及び任務)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は、移行登記日の日以降にこの法人の評議員に就任すべき最初の評議員の候補者を選定することを任務とする。

### (構 成)

第3条 選定委員会は、現行寄附行為上の評議員2名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

2 選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) (1) 又は (2) に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

3 選定委員会の議長は、選定委員会委員の互選によって決める。

### (招集及び開催)

第4条 選定委員会の招集は理事長が行う。

### (選定方法)

第5条 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

2 選定委員会は、理事会又は評議員会から提出された評議員候補者をそれぞれ審議し、選定する。

### (候補者名簿及び議事録)

第6条 選定委員会は議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した選定委員会委員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を評議員会に提出しなければならない。

### (任 期)

第7条 選定委員会の委員の任期は、公益認定取得後に行う移行登記完了日前日をもって終了する。

### (報 酬)

第8条 選定委員会の委員は、無報酬とする。

2 選定委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

### (改 廃)

この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

この規則は、2011年4月16日より施行する（2011年4月16日理事会議決）。